

東和荘指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 契約書

社会福祉法人東和仁寿会（以下「事業者」という。）と_____（以下「利用者」という。）は、事業者が利用者に対して行う短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護について、次のとおり契約を締結します。

（目 的）

第1条 事業者は、介護保険法の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定または要支援認定（以下「要介護認定等」といいます。）の有効期間満了の日までとします。

2 契約満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約の終了の申し出がない場合は、契約は更新されたものとします。

（短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

第3条 事業者は利用期間が概ね4日以上の利用者について、その日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画・居宅介護予防サービス計画に沿った短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画（以下「計画書等」といいます。）を作成します。

2 計画書の原案作成にあたり事業者は、利用者及び家族に面接して作成にあたります。また、その内容を利用者及びその家族に説明し、文書により同意を頂きます。

3 事業者は計画書作成後、利用者に交付します。

4 事業者は居宅サービス計画が変更された場合、若しくは利用者の要請に応じて、計画書等について変更の必要性があるかどうかを調査し、変更があると認められた場合は変更します。その後、利用者に対して書面を交付し、内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第4条 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第5条 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

2 前項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。

（利用者等への説明）

第6条 事業者は、この契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の説明を、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

（サービスの提供の記録）

第7条 事業者は利用者の利用終了の際にサービス提供した内容などをご家族等に説明します。

2 利用者は自己に関して作成されたサービス提供記録の複写物の交付を受ける事ができます。

（運営規程の遵守）

第8条 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して利用者に対してこの契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2 この契約における運営規程については、事業者、利用者とも遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。

3 利用者は、前項の変更に同意することはできない場合には、この契約を解約することができます。

(サービス利用料金)

第9条 利用者は、第4条に定めるサービスを受け、別紙重要事項説明書に定める額によりサービス利用料金を事業者を支払うものとします。ただし、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。(要介護認定後、又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。)

- 2 前項の他、利用者は食費と滞在費、日常生活上必要となる諸費用実費(オムツ代を除く)を事業者を支払うものとします。
- 3 事業者は前項の規定により利用者が支払うべき料金を請求書に明細を付して利用月の翌月15日までに利用者宅へ送付します。
- 4 利用者は、前1項、前2項に定めるサービス利用料金をサービス利用月の翌月の末までに支払うものとします。
- 5 事業者は、介護保険制度の改正により、介護給付費・予防給付費体系の変更があった場合、当該サービス利用料金を変更する事ができるものとします。

(利用の中止、変更)

第10条 利用者は、利用期日前において短期入所生活介護サービスの利用を中止、又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス実施開始日の前日までに事業者申し出るものとします。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく、施設での生活に支障があると判断した時は、利用期間中であってもサービスを中止する事ができます。
- 3 利用期間中に利用者が入院した場合は、サービスの提供を終了します。この場合の料金は入院の日までの日数を基準に計算します。

(事業者及び職員の義務)

第11条 事業者及び職員は、サービスの提供にあたって利用者の生命、身体、財産の安全確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合は、医師又は看護職員と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため利用者に対し、避難、救出、その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及び職員は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成しそれを2年間保管し、利用者若しくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(守秘義務等)

第12条 事業者又職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に提供しません。この守秘義務はこの契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図る等正当な理由により情報を提供する際には、あらかじめ文書にて利用者の同意を得るものとします。

(利用者の施設利用上の注意義務等)

第13条 利用者は、事業所の施設設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとします。

- 2 利用者は、事業所の施設設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変

更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

- 3 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室または共同施設設備の利用方法等を決定するものとします。

（利用者の行為禁止）

第 14 条 利用者は、事業所内での次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- （1）決められた場所以外での喫煙
- （2）職員又は他の利用者に対して迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- （3）その他決められた物以外の持ち込み

（損害賠償責任）

第 15 条 事業者は、この契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 12 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況^{しんしゃく}を斟酌して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第 16 条 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- （1）利用者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （2）利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- （3）利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- （4）利用者が、事業者若しくは職員の指示、依頼に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第 17 条 事業者は、契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他の自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合には事業者は、利用者に対してすでに実施したサービスについて所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

（利用者負担金の滞納）

第 18 条 利用者が正当な理由なく利用者負担金を 2 か月分以上滞納した場合には、事業者は文書により 10 日以上期間を定めて、その期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

- 2 前項の催告をした時は、事業者は「計画書」を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から「計画書」の変更等を含め協議を行なうようにするものとします。
- 3 事業者は、前項に定める調整の努力を行ない、かつ第 1 項に定める期間が満了した場合には、文書で通知する事によりこの契約を解約することができます。

（契約の終了）

第 19 条 利用者は現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対し文書で通知する事により、いつでもこの契約を終了することができます。この場合には利用者は契約の終了を希望する日の 2 日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者に次の事由が該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

①利用者が介護保険施設等に入所したとき。

- ②利用者の要介護・要支援認定区分が非該当（自立）と認定されたとき。
- ③利用者が死亡したときまたは介護保険の被保険者でなくなったとき。

（利用者からの契約解除）

第 20 条 利用者は、事業者若しくは職員が以下の事項に該当する行為を行なった場合には、この契約を解約することができます。

- （1） 事業者若しくは職員が正当な理由なくこの契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- （2） 事業者若しくは職員が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- （3） 事業者若しくは職員が故意又は過失により利用者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- （4） 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合若しくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの契約解除）

第 21 条 事業者は利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除する事ができます。

- （1） 事業者が、介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- （2） 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- （3） 施設の減失や重大な毀損^{きそん}により、サービスの提供が不可能になった場合
- （4） 利用者がこの契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げずまたは不実の告知を行ない、その結果この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- （5） 利用者またはその家族が、重大な過失により事業者又は職員もしくは他利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行う事などによって、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

（精 算）

第 22 条 第 19 条第 2 項によりこの契約が終了した場合において、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第 13 条第 2 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

（苦情処理）

第 23 条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）

第 24 条 この本契約に定めのない事項について疑義が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

この契約を証するため、本書二通を作成し双方署名押印の上、各自一通保有します。

令和 年 月 日

事業者 岩手県花巻市東和町東晴山 7 区 1 6 番地
東和荘指定短期入所生活介護事業所 （指定番号 0372400119）
社会福祉法人 東和仁寿会
理事長 伊藤 芳江 印

利用者住所：

氏名： ⑤